

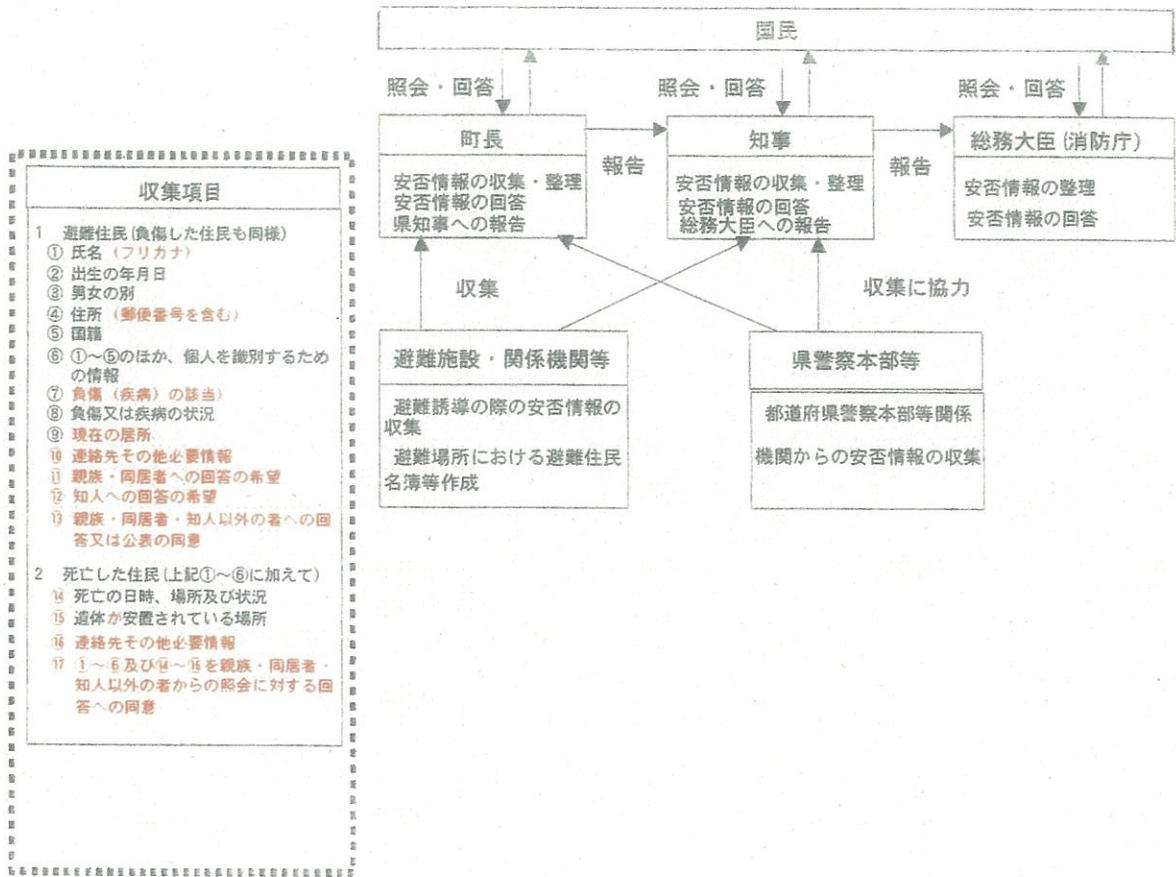
内灘町国民保護計画新旧対照表

変 更 案	現 行	備 考
<p>第2編 第1章 第4-3 (27頁)</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類及び報告様式 町は避難住民及び武力攻撃災害<中略>県に報告する。</p> <p>収集・報告すべき情報</p> <p>1 避難住民(負傷した住民も同様)</p> <p>① 氏名 <u>(フリガナ)</u></p> <p>② 出生の年月日</p> <p>③ 男女の別</p> <p>④ 住所 <u>(郵便番号を含む)</u></p> <p>⑤ 国籍 _____</p> <p>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報(全各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人識別することができるものに限る。)</p> <p>⑦ <u>負傷(疾病)の該当</u></p> <p>⑧ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑨ <u>現在の居所</u></p> <p>⑩ <u>連絡先その他必要情報</u></p> <p>⑪ <u>親族・同居者への回答の希望</u></p> <p>⑫ <u>知人への回答の希望</u></p> <p>⑬ <u>親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</u></p>	<p>第2編 第1章 第4-3 (27頁)</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 (1) 安否情報の種類及び報告様式 町は避難住民及び武力攻撃災害<中略>県に報告する。</p> <p>収集・報告すべき情報</p> <p>1 避難住民(負傷した住民も同様)</p> <p>① 氏名 _____</p> <p>② 出生の年月日</p> <p>③ 男女の別</p> <p>④ 住所 _____</p> <p>⑤ 国籍 <u>(日本国籍を有しない者に限る。)</u></p> <p>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報(全各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人識別することができるものに限る。)</p> <p>⑦ 居所</p> <p>⑧ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑨ <u>⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</u></p>	<p>県の国民保護計画の変更に伴うもの。</p>

<p>(27頁)</p> <p>2 死亡した住民 (上記①～⑥に加えて)</p> <p>⑭ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑮ <u>遺体が安置されている場所</u></p> <p>⑯ <u>連絡先その他必要情報</u></p> <p>⑰ <u>①～⑥及び⑭～⑯を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意</u></p> <p>第2編 第1章 第4-3(2) (27頁)</p> <p>(2) 安否情報収集のための体制整備 町は、収集した安否情報を<u>安否情報システム等で効率的かつ安定的</u>に整理、報告及び提供することができるよう、 <以下略></p> <p>第3編 第3章 (47頁)</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) 国・県の対策本部との連携 <以下略></p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携 町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図り、<u>国の現地対策本部が合同対策協議会を開催する場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、各関係機関が実施する国民保護措置について相互に協力する。</u>また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県との調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。<以下略></p>	<p>(27頁)</p> <p>2 死亡した住民 (上記①～⑥に加えて)</p> <p>⑩ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑪ 死体の安置されている場所</p> <p>第2編 第1章 第4-3(2) (27頁)</p> <p>(2) 安否情報収集のための体制整備 町は、収集した安否情報を<u>円滑に整理、報告及び提供</u>することができるよう、<以下略></p> <p>第3編 第3章 (47頁)</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) 国・県の対策本部との連携 <以下略></p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携 町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と密接な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国との調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 <以下略></p>	<p>県の国民保護計画の変更に伴うもの。</p> <p>県の国民保護計画の変更に伴うもの。</p> <p>県の国民保護計画の変更に伴うもの。</p>
---	--	--

<p>第3編 第6章 (66頁)</p> <p>町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の<以下略></p> <p>安否情報の収集、整理及び提供の流れ</p> <p><u>(一覧表 別紙のとおり)</u></p>	<p>第3編 第6章 (66頁)</p> <p>町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の<以下略></p> <p>安否情報の収集、整理及び提供の流れ</p> <p><u>(一覧表 別紙のとおり)</u></p>	<p>県の国民保護計画の変更に伴うもの。</p> <p>県の国民保護計画の変更に伴うもの。</p>
<p>第3編 第6章 (67頁)</p> <p>2 県にたいする報告</p> <p>町は、県への報告に当たっては、原則として安否情報省令第2条に規定する様式第3号の<u>内容を安否情報システムを利用して報告し、安否情報システムが利用できない場合は、様式第3号</u>に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メール等で県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。<以下略></p>	<p>第3編 第6章 (67頁)</p> <p>2 県に対する報告</p> <p>町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。<以下略></p>	<p>県の国民保護計画の変更に伴うもの。</p> <p>県の国民保護計画の変更に伴うもの。</p>

変更案



現行

